

令和3年8月31日

第108回 神戸市個人情報保護審議会

新型コロナウイルス感染症対策に係る  
生活困窮者自立支援金の  
支給事務について

(福祉局)



神福く第 1329 号  
令和 3 年 8 月 31 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



### 諮 問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

### 記

神戸市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務に係る  
再貸付者情報の収集について  
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

担当：福祉局くらし支援課

神戸市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務に係る  
再貸付者情報の収集について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

【兵庫県社会福祉協議会の緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付にか  
かる情報】

貸付コード  
漢字氏名  
カナ氏名  
郵便番号  
住所  
生年月日  
電話番号  
貸付決定日  
第1回貸付月  
最終貸付月  
資金サブコード区分名称

行住第 1081 号  
令和 3 年 8 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務に係る  
住民基本台帳情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：行財政局住民課

神戸市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務に係る  
住民基本台帳情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

住基個人番号  
住基世帯番号  
氏名(漢字・アルファベット・カナ)  
通称  
生年月日  
郵便番号  
住所  
方書  
世帯員人数  
住定日



神福保第 1695 号  
令和 3 年 8 月 31 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



### 諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

### 記

神戸市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務に係る  
生活保護受給者情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：福祉局保護課

神戸市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務係る  
生活保護受給者情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【生活保護受給情報】

住記個人番号

個人状態区分

## 神戸市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

### 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯がある。こうした世帯に対して就労による自立を図るため、またそれが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業を実施することとなった。

### 2. 概要

総合支援資金の再貸付を終了した世帯等のうち、収入要件・資産要件・求職活動要件を満たす主たる生計維持者に対し、申請に基づいて生活困窮者自立支援金を支給する。

#### (1) 事務の流れ（事務の流れ図参照）

- ①兵庫県社会福祉協議会より、神戸市分の総合支援資金の再貸付者及び不承認決定者に関する情報を受領する。
- ②住民基本台帳情報と突合し、本市の住民基本台帳に記録されている者か確認するとともに、住民基本台帳上の世帯人数を把握する。
- ③上記②の住基個人番号を用いて、生活保護受給等情報を確認し（生活保護受給者は自立支援金の支給対象外）、勸奨通知対象者リスト、再貸付等要件充足者リストを作成する。
- ④上記①～③を整理したリストを受託事業者に提供し、勸奨通知の宛名ラベル印刷を行い、発送するとともに、受託事業者が新たに構築した進捗管理システムに取り込む。
- ⑤電子または紙での申請を受付け、受託事業者において一次審査を行う。審査は、記載内容及び添付資料の確認、進捗管理システム上情報との照らし合わせによって行う。一次審査で支給要件を充足していると判断したものについては、並行して、振込データの作成を行う。
- ⑥上記⑤は市に納品され、市職員が二次審査及び支給・不支給決定を行う。
- ⑦上記⑥を受け、支給決定者には振込処理を行うとともに、受託事業者から、支給・不支給決定通知を発送する。

#### (2) 支給要件等

- ①支給対象者については、【参考】を参照。

### 3. 効果

住民基本台帳情報や生活保護受給者情報を利用することにより、対象者の抽出や勸奨を正確かつ迅速に処理することに寄与し、対象者へ迅速な支援金の支給が可能となる。

### 4. 実施時期

令和2年6月28日 兵庫県社会福祉協議会より、総合支援資金の再貸付に関する情報を受領

令和2年7月1日 電子申請及び紙申請の受付開始（神戸市HP上で案内）



令和2年7月 上旬 受託事業者へ対象者等のリスト提供  
中旬 勸奨通知発送  
下旬 審査、支給業務が本格化

## 5. 想定件数

勸奨通知対象者 約8,000件

※ただし、別途、収入・資産・求職活動要件があるため、支給対象者数は見込み難い。

## 6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

### (1) システム上の保護

- ア PC統合管理システムの端末機を利用し、職員証及びパスワードによる個人認証を行うとともに、捜査状況を記録する。
- イ コンピューターウイルス対策ソフトウェアが導入されたPC統合管理システムの端末機を利用することにより、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピューターウイルス等に感染することを防止する。

### (2) 運用上の保護

- ア 電子データを記録した電子記録媒体（USB等）には暗証番号を設定した上で、提供及び受領に当たっては、受払簿等により経緯を記録し、確認できるようにする。
- イ 全庁ファイルサーバにパスワードを設定して保存・管理し、閲覧できる職員を限定する。また、電子記録媒体からは直ちにデータを消去する。
- ウ 帳票を紙で保存する場合は、施錠可能なキャビネット等に保管し、保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実に速やかに廃棄する。
- オ 個人情報の適正な取扱を確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

### (3) 委託先事業者にかかる情報の保護

本事業において、申請受付、審査、及び市民からの問い合わせ対応等について外部委託するに際し、個人情報の保護並びに情報セキュリティポリシー等の順守を定めた委託契約約款に基づき、パスワードによる管理やデータ漏洩防止措置を施すなど、厳格に管理させる。

生活福祉資金（特例貸付）を利用できない方へ



## 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

令和3年8月  
神戸市

### 生活困窮者自立支援金の概要

社会福祉協議会の実施する生活福祉資金「新型コロナウイルス特例貸付」の、再貸付を終了した世帯や、再貸付が不決定とされた世帯に対して、

- ① 就労による自立を図る
- ② 自立が困難な場合、円滑に生活保護の受給へつなげる ために、支援金を支給する  
ものです。 ※現在、生活保護 もしくは 職業訓練受講給付金を受給している方は制度対象外

### 対象者

#### ① 次の①～④のいずれかに該当する方

- ① 社協貸付（総合支援資金）の再貸付を借り終わった世帯
- ② 社協貸付（総合支援資金）の再貸付を申請期限までに借り終わる世帯
- ③ 社会福祉協議会に対して、総合支援資金再貸付の申請をしたが、不決定となった世帯
- ④ 社協貸付（総合支援資金・再貸付）の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

※ 以下の1～5の  
全てに該当する方

#### ② 申請月において、世帯の生計を主として維持している方

※ 社協貸付の借受人と異なる場合、追加の添付書類が必要となります。（次頁参照）

#### ③ 《収入要件》申請月の世帯収入合計額（月額）が、下記の【①所得】+【②住居費】の合計額を超えないこと

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
【①所得】	8.4万円	13.0万円	17.2万円	21.4万円	25.5万円	29.7万円
【②住居費】	4万円	4.8万円	5.2万円	5.2万円	5.2万円	5.6万円
【合計額】	12.4万円	17.8万円	22.4万円	26.6万円	30.7万円	35.3万円

※生活保護の  
住宅扶助基準額

#### ④ 《資産要件》申請日の預貯金等の金融資産の世帯合計額が、上記【①所得】の6倍以下（上限100万円）であること

##### 【世帯合計額】

単身世帯	2人世帯	3人以上
50.4万円	78.0万円	100万円

#### ⑤ 次の（1）～（2）のいずれかに該当する方

- (1) 公共職業安定所に求職の申込みをし、期間の定めのない、または6月以上の労働契約による就職を目指し、以下に掲げる求職活動を行う方
  - イ、月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
  - ロ、月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
  - ハ、原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
- (2) 生活保護を申請し、その申請に係る決定が行われていない方

## 支給額等

- |         |                         |           |
|---------|-------------------------|-----------|
| 1. 支給額  | 単身世帯                    | : 6万円/月額  |
|         | 2人世帯                    | : 8万円/月額  |
|         | 3人以上の世帯                 | : 10万円/月額 |
| 2. 支給期間 | 3か月間                    |           |
| 3. 申請期限 | 令和3年7月1日~11月30日まで(消印有効) |           |

## 申請に必要な添付書類

- 本人確認書類  
・運転免許証、マイナンバーカードなどの写し
- 収入関係書類  
・同一の世帯に属する方の、申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し(給与明細書、手当の証書など、または、それら振り込みがわかる口座の写し)
- 金融資産関係書類  
・同一の世帯に属する方の、申請日時点の金融機関の通帳の残高がわかるページの写し
- 求職活動等関係書類(①と②はいずれか一方の提出で可)  
・① 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票(ハローワークカード)の写し  
・② 生活保護を申請中である場合は、保護申請書の写し(保護の実施機関の受領印があるもの)
- 振込先口座が分かる書類  
・振込先口座の「金融機関名」「支店名」「口座名義人」「口座番号」がわかるページの写し

### 全員共通

下記に該当する方は、  
その他にも添付書類が必要となります。

1. 社協貸付の借受人と  
自立支援金の申請者が異なる方  
全員共通 + 住民票の写し  
(世帯全員が記載されたもの)

2. 他の都道府県社協から貸付を受けていた方

全員共通 + 住民票の写し に加えて  
(世帯全員が記載されたもの)  
・再貸付の借付書(控)の写し  
(再貸付の貸付決定通知書でも可)  
もしくは、  
・状況申告書と借り入れ状況がわかる  
通帳の写し

## 申請方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電子もしくは郵送による申請受付となりますので、ご了承ください。

### 1. 電子申請

神戸市HP内の自立支援金サイトのURLから申請ができます。  
単身世帯の方については、可能な限り電子申請にご協力ください。

▶ <https://www.city.kobe.lg.jp/a38463/20210531.html>



### 2. 郵送申請

申請書類を担当まで郵送してください。(「郵送先」は本冊子、末尾に記載)

